

環 水 大 環 発 第 2 4 0 2 2 8 4 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日

各 都 道 府 県 大気環境主管部局長 殿
大気汚染防止法政令市

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室長
(公印省略)

特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について(通知)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。)が令和5年8月29日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった(別途、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対して令和5年8月29日付け基発第0829第1号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」をもって通知済み。)

貴職におかれては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)との連携により建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底する観点から、下記の事項に十分御留意の上、事業者への適切な指導をお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

改正省令においては、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められることから、石綿則第13条第1項に規定する石綿等の切断等の作業等に係る措置については、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を講じることが義務付けられた。また、石綿則第6条の2第3項第2号(第6条の3で準用される場合を含む。)に規定する措置については、作業の状況に応じた、最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講ずることができるよう、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を

防止する措置のいずれかの措置を講じることが義務付けられた（令和5年8月29日付け基発第0829第1号厚生労働省労働基準局長通知「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」参照）。

大気汚染防止の観点からも同様に整理することが可能であることから、除じん性能を有する電動工具の使用等については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第7の3の項ロ（2）並びに別表第7の4の項ロ及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を同表3の項及び4の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。この「除じん性能を有する」とは、日本産業規格 Z8122（コンタミネーションコントロール用語）でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。

なお、本通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破砕等を推奨する趣旨ではなく、規則別表7の4の項に規定されているとおり、石綿含有成形板等の除去は、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要であり、これを実施することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときに限り、切断、破砕等することが認められるという従来の考え方を変えるものではない。

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）

別表第七（第十六条の四関係）

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又は<u>これと同等以上の効果を有する措置</u>を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 （ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２）<u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又は<u>これと同等以上の効果を有する措置</u>を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、<u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２）<u>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</u> ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	(略)	(略)
六	(略)	(略)

